倫理委員会規程

（目的）

第１条　この規程は倫理的配慮に基づき病院倫理に必要な事項を定め、もって当院の組織的かつ継続的な倫理事項への取り組みに資することを目的とする。

（委員会の設置）

第２条　院長は、当院における倫理事項を統括するために倫理委員会（以下この章において「委員会」という）を置く。

（審議事項）

第３条　委員会は、病院全体で取り組むべき倫理事項に必要な方策を策定する役割を担うものとする。

２　前項に規定するもののほか、以下の取り組みを行う。

(1) 医療行為の妥当性等の生命倫理・患者の権利を中心とした臨床倫理に関すること。
(2) 終末期医療に関すること。
(3) 治験及び臨床研究に関すること。
(4) 保険適用外の薬剤・医療機器・試作品の使用に関すること。
(5) 臓器移植に関すること。
(6) 倫理に関する職員研修・教育を企画、立案及びその実施。
(7) 倫理に関する各種マニュアルの作成及び改定。
(8) その他、倫理に関すること。

（委員構成）

第４条　委員会は院長の指名した次の委員をもって構成する。

(1) 副院長
(2) 内科系医師　１名
(3) 外科系医師　１名
(4) 看護部長
(5) 事務局長
(6) 薬剤部長
(7) 医療安全管理者
(8) 総務課長
(9) 外部委員として学術経験者　１名

２　委員長は必要に応じて、関係職員を招き意見を聴取することができるものとする。

（委員長）
第５条　委員会に委員長を置く。
２　委員長は、院長が指名した者とする。
３　委員長の任期は１年とし、再任を妨げないものとする。

（副委員長）
第６条　委員会に副委員長を置く。
２　副委員長は、委員長が指名し院長が任命する。
３　副委員長の任期は１年とし、再任を妨げないものとする。

（開催）
第８条　委員会は毎月１回開催するものとする。

（審議書類）
第９条　審議に必要な申請書等については次のとおりとする。
(1) 倫理審査申請書
(2) 参考資料（関連文献等）

（委員会報告）
第 10 条　委員会は、委員会において決定した事項及び審議の経過について、運営会議において議事録等の文書をもって報告するものとする。

（権限の委任）
第 11 条　院長は、委員会で策定した方策を確実に推進するために必要な権限を委員長へ委任することができる。

附　則
この規程は、平成 19 年 2 月 20 日から施行する
平成 22 年 5 月 18 日　一部改訂
平成 28 年 3 月 10 日　一部改訂
2026 年 3 月 5 日　最終条文確認